

世田谷区内の
介護サービス法人向け

令和7年度

電動アシスト自転車等購入費用を助成します

申請〆切は12月末まで！

※申請額が予算額に達した場合は
締切日を前倒しする予定です



自転車の購入前に必ずご確認ください！

購入は必ず

区の助成決定を受けた後にお願いいたします。

助成決定前に購入した自転車等は助成の対象外となります。

詳細は区のホームページへ

世田谷区 電動アシスト自転車(ページID:25883)

検索

対象となる法人

◆世田谷区内を所在地とする以下のサービスを営む事業所があること

- ①訪問介護
- ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ③小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
- ④居宅介護支援
- ⑤介護予防支援

◆上記の対象となる事業所において、令和7年4月1日から令和7年9月30日の間で、世田谷区の被保険者に対するサービス提供実績があること

⇒**上記2つの条件を満たす法人**

助成経費

◆1事業所あたり、**1台の購入費用(上限額15万円)**を助成します。

※費用は付属品及び当該電動アシスト自転車を安全に使用させるために必要な物品も含まれます(予備用バッテリー、ヘルメット、レインコート等)

※小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援については、対象となる事業所に配置される常勤の介護支援専門員の人数が2名以上の場合、2台分(上限額30万円)を助成します

※助成は**1法人につき1回**です

手続きの流れ

①自転車等購入にかかる見積書等を取得する

購入予定の自転車の型番や金額がわかる書類(販売業者から徴収した見積書やカタログ等に掲載のもの)を2社以上から取得します。

②区へ申請書を提出する

補助金申請システム(jGrants)から、申請書等を提出します。

12月末〆切

申請フォームは下記二次元コード(区のホームページ)から入ることができます。

③決定通知書の受領

区から送付する「交付可否決定通知書」を確認してください。
助成金の交付を可とする場合に限り、助成金の交付を受けることができますので、「**交付可**」であることが明記された通知書を受領してから、**自転車等を購入してください。**

④自転車等を購入する

①で取得した見積書等から該当する自転車等を購入します。

⑤区へ実績報告書を提出する

自転車等の購入後、30日以内に補助金申請システム(jGrants)から「実績報告書」を提出します。

⑥交付額確定通知書の受領

⑦区へ助成金請求書を提出する

⑥の送付を受けた後、補助金申請システム(jGrants)から「助成金請求書」を提出します。

⑧助成金交付

問い合わせ先

世田谷区高齢福祉部高齢福祉課 TEL 5432-2880
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27



申請フォームやよくある問い合わせはこちら